

静岡市女性防火クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、静岡市女性防火クラブという。

(事務局)

第2条 このクラブの事務局は、静岡市駿河区南八幡 10 番 30 号 静岡市消防局消防部予防課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このクラブは、住宅防火を推進するため、家庭における火災予防の普及徹底と防火思想の向上並びに地域の協力体制及び連帯意識の高揚を図り、もって安全で住みよい地域と家庭を築くことを目的とする。

(事業)

第4条 このクラブは、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 火災予防の研究に関すること
- (2) 家庭及び地域における防火思想の普及と高揚に関すること
- (3) 火気使用器具の適切な取り扱い及び初期消火技術の習得に関すること
- (4) 視聴覚教育や防火座談会等による防火教育に関すること
- (5) 火災予防を通じて、地域の親睦と連帯意識の高揚に関すること
- (6) その他、家庭及び地域の火災予防上、必要な事項

第3章 組織

(組織)

第5条 本クラブは、第3条の目的に賛同する自治会、事業所及びその他の団体をもって組織する。

2 クラブ員は、市内に居住し又は勤務する 16 歳以上の者で編成し、それぞれの団体で一単位クラブの中より役員会に選任する。

(役員)

第6条 このクラブに、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 各団体代表

2 会長及び副会長は、クラブ員の中より役員会にて選任する。

- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第7条 会長は、このクラブの会務と育成指導の任務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、役員会の議決した事項を処理する。

(顧問)

第8条 このクラブに、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、各役員が推せんしたクラブ員の中から役員会に諮り、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(事務局職員)

第9条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 若干名
- 2 事務局長は、静岡市消防局消防部予防課長の職にある者をもってあて、書記は、同課の職員をもってあてる。
- 3 事務局長及び書記は会長の命を受け、必要な事務処理を行う。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議は、役員会とし、必要の都度会長がこれを招集し、その過半数の同意によって決議事項を決定する。

第11条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(審議事項)

第12条 役員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 活動計画に関すること
- (2) 規約の改廃に関すること
- (3) その他、家庭及び地域の火災予防上必要な事項について

第5章 会計及び運営

(経費)

第13条 このクラブの経費は、静岡市幼少年女性防火委員会予算から支弁する。

(入会)

第14条 このクラブに入会しようとする者は、役員会に申し入れ、その承認を得ることとする。

(退会)

第 15 条 このクラブを退会しようとする者は、役員会に申し出ることとする。

(運営)

第 16 条 このクラブの事業及び運営については、静岡市幼少年女性防火委員会の指導を受ける。

(委任)

第 17 条 この規約を定めるもののほか、この会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。